

令和7年度
幼稚園・認定こども園
教育（1号）認定用

❁ — 入園のご案内 — ❁

下野市 健康福祉部
子育て応援課 保育グループ
☎329-0492 下野市笹原 26（市役所1F）
☎ 0285-32-8903

入園申込については各施設へお問い合わせください

も く じ

1. 教育・保育施設の種類	1
2. 認定について	1
3. 入園申込み	
(1) 申込先	2
(2) 提出書類（入園申込みに必要な書類）	2
(3) 申込受付期間	2
(4) 申込み後の流れ	3
4. 保育料（利用者負担額）について	4
5. 給食費について	4
6. 預かり保育（延長保育）	5
7. 教育・保育施設一覧	6
8. 教育・保育施設マップ	7
★よい保育施設の選び方10か条（厚生労働省）	

1. 教育・保育施設の種類の種類

教育・保育施設とは、市が認定した児童を教育または保育する児童福祉施設です。
市が運営する公立の施設と法人が運営する私立の施設があります。

施設の種類の種類	内 容	施設数
幼稚園	満3歳からの児童が集団生活を体験できる教育施設です。	私立1施設
保育園	保護者に代わり0歳から小学校就学前までの児童に保育を行い、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育をする施設です。	公立2施設 私立5施設
認定こども園	保育を必要とする児童を預かる保育園と保育の必要性がなく満3歳からの児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設です。	私立8施設
小規模保育施設	0歳から2歳児を対象に定員19人以下で保育する施設です。3歳児(年少)からは連携する保育園、認定こども園に通うことができます。	私立1施設

2. 認定について

教育・保育施設の利用にあたり、本市の認定を受ける必要があります。
認定には3つの区分があります。

認定区分	年 齢	対 象	利用できる施設	預け時間
1号	満3歳以上	保育を必要としない場合	幼稚園 認定こども園	教育標準時間 (6時間程度)
2号	満3歳以上	保護者の就労など、「保育の必要な事由」に該当する場合	保育園 認定こども園	保育標準時間 (最長11時間)
3号	満3歳未満	保護者の就労など「保育の必要な事由」に該当する場合	保育園 認定こども園 小規模保育施設	または 保育短時間 (最長8時間)

※1号認定は、保護者が就労や妊娠、出産など「保育の必要な事由」(5ページ参照)に相当しない場合に適用されます。

※2号・3号のお申込みをご希望の方は、「保育(2・3号)認定用のご案内」をご覧ください。

3. 入園申込み

(1) 申込先

入園を希望する施設に直接お申し込みください。

(2) 提出書類（入園申込みに必要な書類）

以下の書類にご記入のうえ、ご提出ください。※児童1人につき1部必要です。

- ① 支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書（令和7年度用）
- ② 児童の心身の状況・家庭の状況調査

(3) 申込受付期間

① 4月入園の場合

令和7年4月からの入園を希望する方は、以下のとおり受付となります。

令和6年9月9日（月）～9月30日（月）

② 年度途中入園の場合（5月～3月）

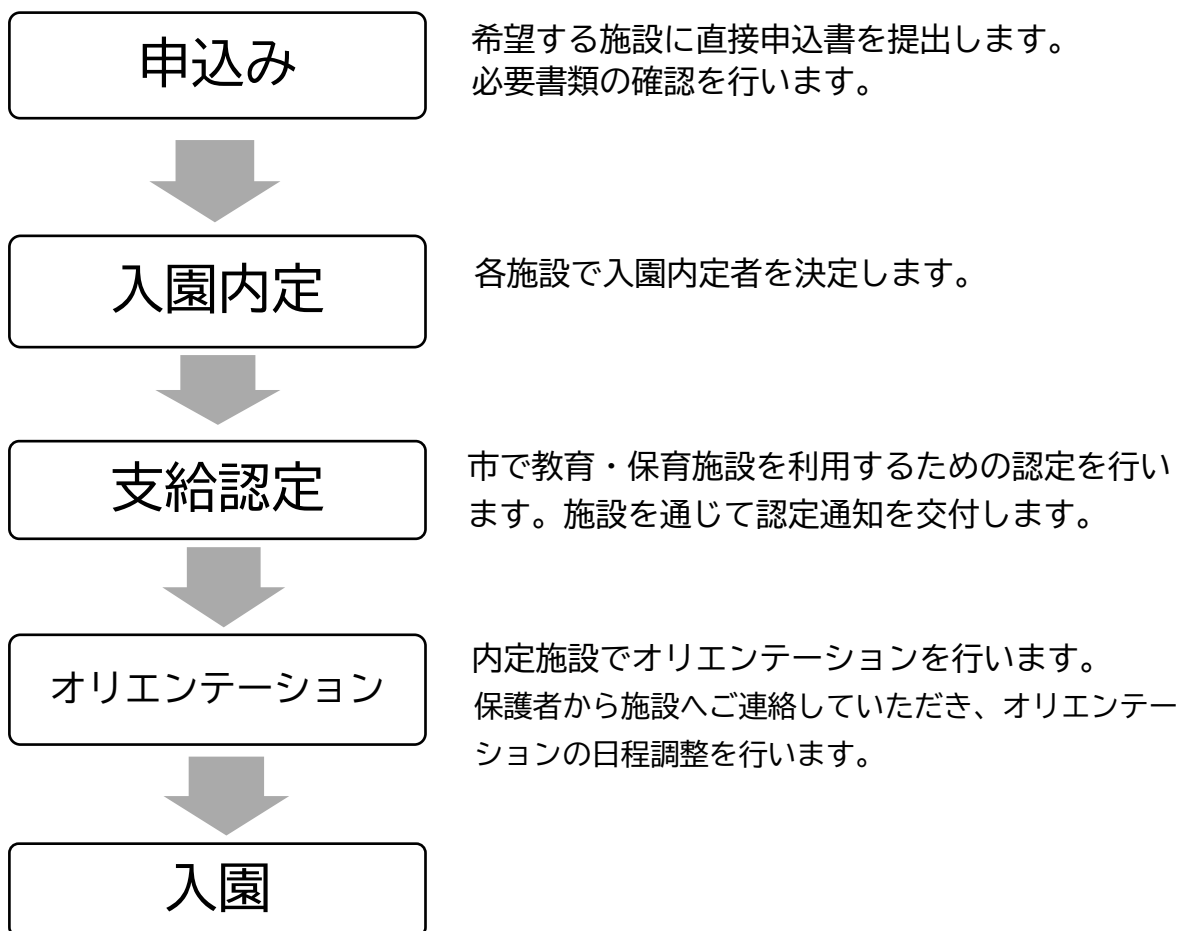
令和7年度途中の入園を希望する方は、以下のとおり受付となります。

入園希望月	受付期間
R7年5月	R6年11月1日（金）～R7年3月31日（月）
R7年6月	R6年12月2日（月）～R7年4月30日（水）
R7年7月	R7年1月6日（月）～R7年5月30日（金）
R7年8月	R7年2月3日（月）～R7年6月30日（月）
R7年9月	R7年3月3日（月）～R7年7月31日（木）
R7年10月	R7年4月1日（火）～R7年8月29日（金）
R7年11月	R7年5月1日（木）～R7年9月30日（火）
R7年12月	R7年6月2日（月）～R7年10月31日（金）
R8年1月	R7年7月1日（火）～R7年11月28日（金）
R8年2月	R7年8月1日（金）～R7年12月26日（金）
R8年3月	R7年9月1日（月）～R8年1月30日（金）

★ 受付期間を過ぎてから申し込みを希望する場合は、各施設にお問い合わせください。

※下野市外の教育・保育施設へ入園希望の場合、受付期間が異なることがあります。

(4) 申込み後の流れ



【 施設の見学について 】

実際に施設を見ることで安心感につながりますので、お申込みの前に、施設を見学することをおすすめします。見学の際には、各施設にご連絡をお願いします。

○●○見学のポイント○●○

- ・ 保育する人や施設の様子はどうか
- ・ 衛生面への配慮があり、清潔に保たれているか
- ・ 献立の栄養バランス、離乳食や食物アレルギーへの対応はどうか
- ・ 持ち物（体操着、シーツなど）はどんなものがあるか
- ・ 年間行事や行事への保護者参加の有無、役員活動などはどうか
- ・ 費用（入園料、給食費、バス代、延長料金など）はどうか

4. 保育料（利用者負担額）について

1号認定の場合、保育料は無料となります。

5. 給食費について

3歳以上児については、保育料は無償化されておりますが給食費（主食費+副食費）が保護者負担となります。

ただし、以下に該当する場合は、給食費のうち副食費（おかず代）が免除になり、主食費のみの負担となります。

また、給食費は施設により金額が異なります。詳細は施設にお問い合わせください。

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		副食費免除		副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯				
第3階層	市町村民税所得割課税額	77,100円以下	免除なし		
第4階層		211,200円以下			
第5階層		211,201円以上			

6. 預かり保育（延長保育）

「預かり保育」とは、幼稚園の通常の教育時間の終了後や長期休暇などに、幼稚園で預かってもらう延長保育のことです。利用時間や料金などは施設によって異なりますので、事前に把握しておきましょう。

預かり保育は有料ですが、保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けることで料金無償化の対象となります。認定を受けるには、「保育の必要な事由」に該当し、子育て応援課への申請が必要です。

利用施設	保育の必要性（下記参照）	
	なし	あり
幼稚園 認定こども園（1号）	預かり保育有料	預かり保育無償 （1日450円/月額11,300円まで）

※ 満3歳児は、第1階層及び第2階層のみ対象になります。

【 保育の必要な事由 】

児童の保護者がそれぞれ、以下の保育の必要な事由のいずれかに該当し、保育の必要性を確認できる場合、新2号・新3号の認定を受けることができます。

保育必要事由	内 容（家庭での保育が困難な理由）
就 労	月64時間以上の就労
妊娠・出産	妊娠中や出産後に保育ができない場合
疾病・障害	病気やけが、心身の障害で保育ができない場合
介護・看護	同居または長期間入院等している親族を常時介護・看護しているため保育ができない場合
求職活動	求職活動・起業活動を行っているため保育ができない場合
就 学	月64時間以上の就学
災害復旧	火災・風水害・地震などにより、復旧の間保育ができない場合
そ の 他	その他保育ができない特別な理由があると市が認めた場合

7. 教育・保育施設一覧

✿ 認定こども園 ✿

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	利用時間	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
第二薬師寺幼稚園 (学校法人内木学園)	祇園 4-6-3 44-9988	286	9:00~14:00	○	○	○	○
薬師寺幼稚園 (学校法人内木学園)	薬師寺 1584-2 48-0132	526	9:00~14:00	○	○	○	○
認定みらいこども園 (社福法人内木会)	緑 2-3292-1 38-6123	105	9:00~14:00	○	○	○	○
野ばら幼稚園 (学校法人伊沢学園)	中大領 386-1 53-5508	299	8:00~14:00	○	○	○	○
愛泉幼稚園 (学校法人愛泉学園)	小金井 4-12-8 44-7783	220	9:00~14:00	○	○	○	-
第二愛泉幼稚園 (学校法人愛泉学園)	柴 1403 44-2838	261	9:00~14:00	○	○	○	○
むつみこども園 (学校法人むつみ学園)	柴 769-17 44-0405	240	8:00~14:30	○	○	○	○

✿ 幼稚園 ✿

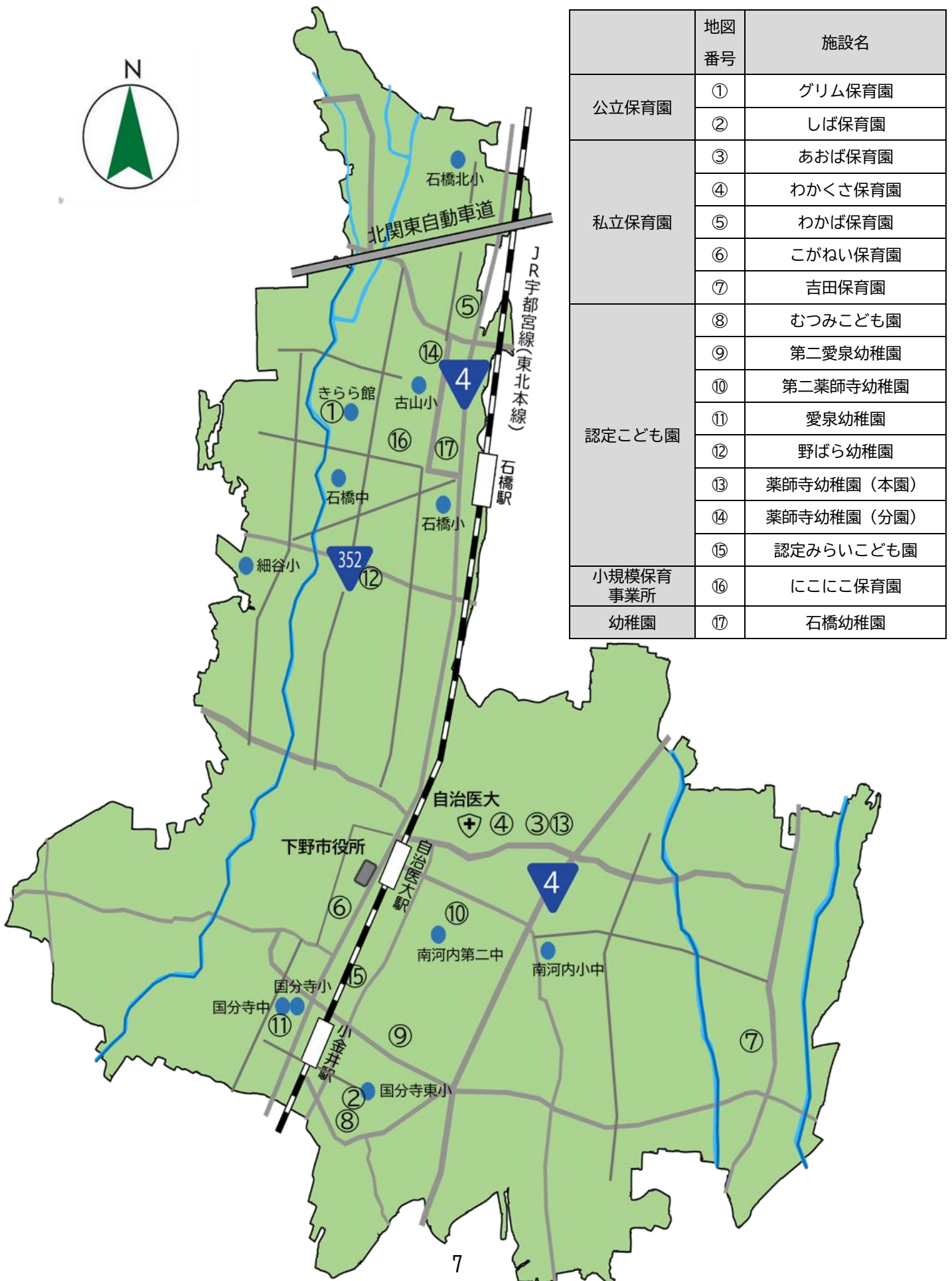
施設名	所在地 連絡先	利用 定員	利用時間	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
石橋幼稚園 (学校法人石橋幼稚園)	石橋 535 53-0218	35	8:30~14:00	-	○	-	-

- 認定こども園の利用定員には、2号・3号認定分も含まれています。
- 土曜保育 … 実施時間は施設により異なります。
- 延長保育 … 認定を受けている時間を超える場合は、別途料金がかかります。
- 一時預かり・病児保育・病後児保育・体調不良児保育 … 施設により異なります。

※記載内容は令和6年8月現在の情報のため、変更になる場合があります。

○●○ 詳しくは、各施設にお問い合わせください ○●○

8. 教育・保育施設マップ



✿ ✕ 毛 ✿

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

よい保育施設の選び方 10か条

～ 厚生労働省 ～

1 まずは情報収集を

- ▶ 市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

2 事前に見学を

- ▶ 決める前に必ず施設を見学しましょう

3 見た目だけで決めないで

- ▶ キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

4 部屋の中まで入って見て

- ▶ 見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

5 子どもたちの様子を見て

- ▶ 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

6 保育する人の様子を見て

- ▶ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ▶ 保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ▶ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ▶ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

7 施設の様子を見て

- ▶ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ▶ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ▶ 陽あたりや風とおしがいかが、また、清潔か、見てみましょう
- ▶ 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

8 保育の方針を聞いて


- ▶ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ▶ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ▶ 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

9 預けはじめてからもチェックを

- ▶ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

10 不満や疑問は率直に

- ▶ 不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

詳しくはこちら 
「厚生労働省ホームページ」



❁ どの園がよいかは、ご自身の目で見て納得することが大切です ❁